

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収

平成21年10月支給分の公的年金から、住民税の特別徴収が始まります。

平成20年4月の税制改正により、従来、納税通知書や口座振替で納付していただいていた公的年金にかかる個人住民税を、平成21年10月支給分の公的年金から、あらかじめ天引きさせていただく特別徴収制度が始まります。

これにより、特別徴収対象者の方は住民税納期が年4回から年6回になります。

### ■ 対象となる方（以下の要件をすべて備えている方）

- ・ 前年中に公的年金等の支払いを受けている方
- ・ 当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを一つの年金において18万円以上受けている方
- ・ 当該年度の4月1日に、65歳以上になっている方
- ・ 介護保険料が年金から天引きされている方

### ■ 対象となる年金（2カ所以上から公的年金を受給している場合、下記の順序により1カ所の公的年金等から特別徴収されます）

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金
4. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
5. 旧国家公務員共済組合法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（政府支給分）
6. 旧国家公務員共済組合法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（政府支給分以外のもの）
7. 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
8. 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
9. 旧地方公務員共済組合法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

### ■ 対象となる市・県民税（公的年金等に係る所得割額及び均等割額）

公的年金等以外に給与所得、事業所得など他の所得がある場合は、これらに係る所得割額及び均等割額は給与からの特別徴収または普通徴収となります。

（例1）給与所得（特別徴収）と年金所得がある場合

	改正前	改正後
均等割額	給与からの特別徴収	給与からの特別徴収
給与分の所得割額		
公的年金分の所得割額		年金からの特別徴収

⇒

この場合は、給与に係る税額は給与から、年金に係る税額は年金から、別々に特別徴収されます。

（例2）事業所得と年金所得がある場合

	改正前	改正後
均等割額	普通徴収	年金からの特別徴収
公的年金分の所得割額		
事業所得分の所得割額		普通徴収

⇒

この場合は、年金に係る税額は年金から特別徴収され、事業所得に係る税額はご自分で納付していただきます。

■ 徴収方法

★ 特別徴収を開始する年度における徴収方法（平成21年度または新たに特別徴収開始となった年度）

徴収方法	期別	徴収月	徴収税額
普通徴収	上半期	6月・8月	年税額の半分の額を、2回に分けて納付
特別徴収	下半期	10月・12月・2月	年税額の半分の額を、3回に分けて徴収

※上半期（6月・8月）は普通徴収となりますので、年税額の4分の1ずつを納付書または口座振替で納めていただきます。

※下半期（10月・12月・2月）は特別徴収となりますので、年税額の6分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から特別徴収をします。

★ 通常年度における徴収方法（平成22年度または新たに特別徴収開始となった年度の翌年度）

徴収方法	期別	徴収月	徴収税額
特別徴収	上半期 (仮徴収)	4月・6月・8月	前年度の下半期に徴収した額に相当する額を3回に分けて徴収
特別徴収	下半期 (本徴収)	10月・12月・2月	年税額から上半期仮徴収額を控除した残額を3回に分けて徴収

※上半期（4月・6月・8月）においては、前年度の下半期（前年の10月からその翌年の3月）の特別徴収額の3分の1ずつを、老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から仮徴収します。

※下半期（10月・12月・2月）においては、確定した当該年度の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から本徴収します。

★ 特別徴収開始年度と2年目以降の徴収方法 《具体例》

年金に係る税額 12,000 円の場合

【 年金特徴1年目 】

徴収の方法	普通徴収（自分で納付）		特別徴収（年金から天引き）		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年額の4分の1	年額の4分の1	年額の6分の1	年額の6分の1	年額の6分の1
	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

【 年金特徴2年目 】

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月分と同額	前年度2月分と同額	前年度2月分と同額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

## 個人住民税 寄附金控除の改正

平成 21 年度住民税の寄附金控除が、以下のように改正されます。

平成 20 年 4 月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が拡充され、平成 21 年度分以後の個人住民税から適用となります。

### ■ 概要

- ・ 地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金税制の拡充（ふるさと納税）
- ・ 都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例により指定できる仕組みの導入
- ・ 控除方式が所得控除から税額控除に改正

### 地方公共団体に対する寄附金税制の改正点

	現行	改正後
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
適用下限額	10 万円	5 千円
控除率	適用対象寄附金×税率 (10 パーセント)の軽減効果	①と②の合計額を税額控除 ①基本控除 (寄附金の合計額-5 千円) × 10 パーセント (うち、県民税 4 パーセント、 市民税 6 パーセント) ②特例控除 (地方公共団体に対する寄附金の合計額-5 千円) × (適用割合) ★下記表参照 ※ ①については県条例で指定されたものは県民税から、市条例 で指定されたものは市民税から控除 ※ ②が住民税所得割額(調整控除後)の 10 パーセントを超える金額 は対象外 ※ 控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の 30 パー セント
控除対象限度額	総所得金額等の 25 パーセント	地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所 得金額等の 30 パーセントを上限

### ★ 寄附をされた方に適用される所得税の適用割合

課税総所得金額-人的控除の差額合計	適用割合
195 万円以下	85 パーセント
195 万円超 ～ 330 万円以下	80 パーセント
330 万円超 ～ 695 万円以下	70 パーセント
695 万円超 ～ 900 万円以下	67 パーセント
900 万円超 ～ 1,800 万円以下	57 パーセント
1,800 万円超 ～	50 パーセント

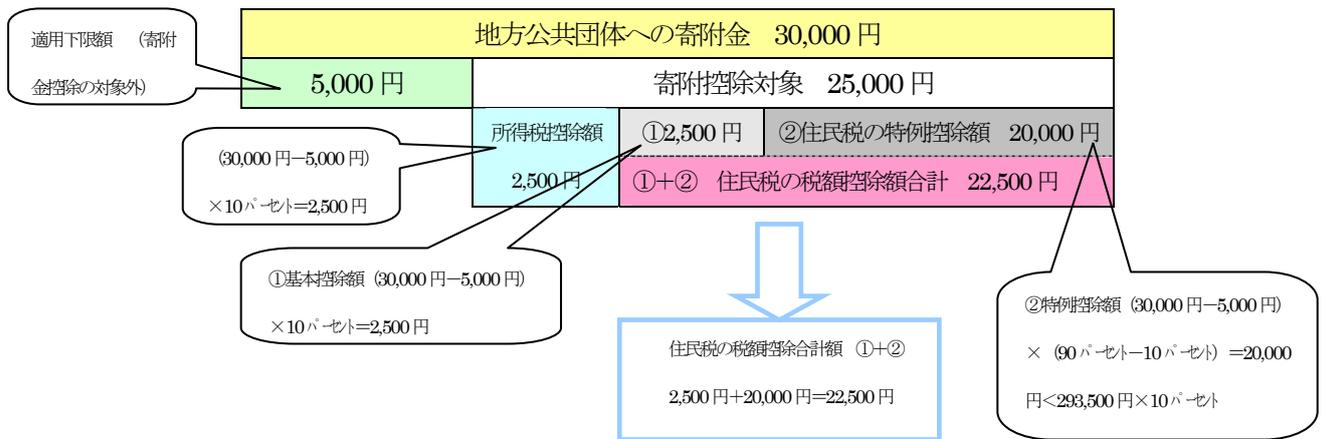
■ 手続方法（寄附を行った翌年の確定申告期間中に手続きが必要）

- ・ 確定申告を提出する方は、確定申告書に寄附金の領収書を添付して、最寄りの税務署へ提出
- ・ 確定申告の必要がない方は、住民税課税地（寄附をした翌年1月1日現在の住民登録地）の市区町村役場に寄附金の領収書を添付して申告

■ 寄附金控除の計算例

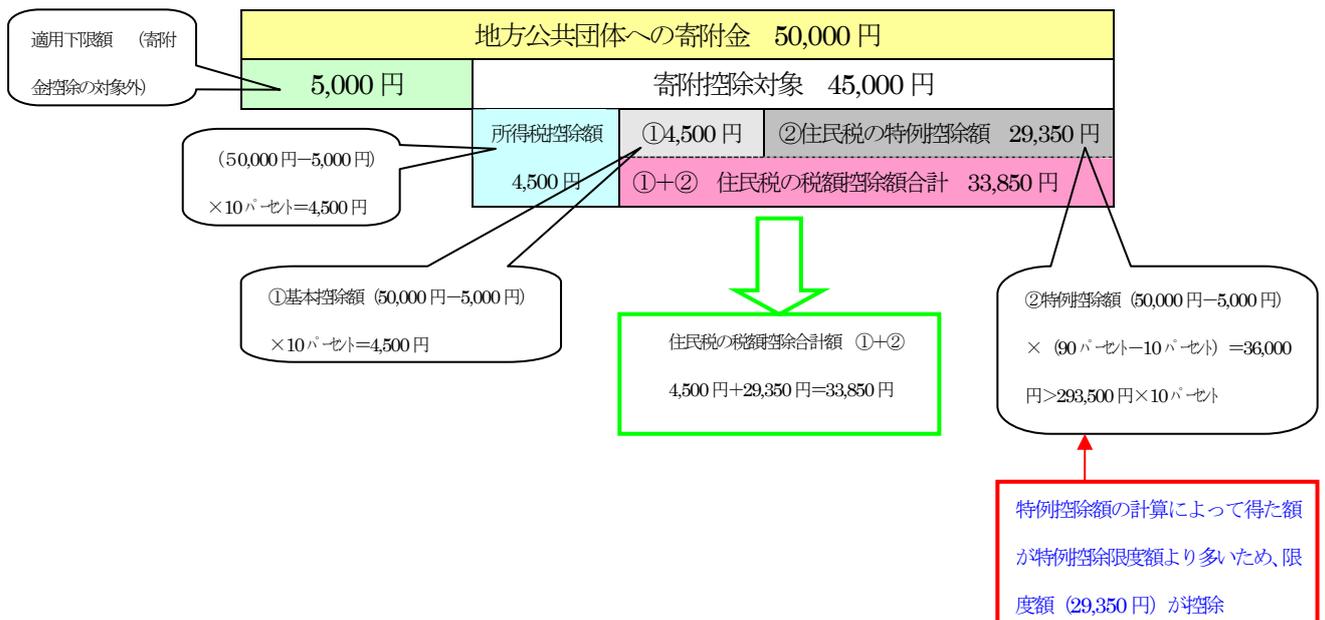
《例1》

- ・ 給与収入 700万円 夫婦と子供2人の4人家族 の Aさんが **30,000円** 寄附した場合  
 《 所得税の税率 10パーセント 住民税の所得割額（調整控除後）293,500円 》



《例2》

- ・ 給与収入 700万円 夫婦と子供2人の4人家族 の Aさんが **50,000円** 寄附した場合  
 《 所得税の税率 10パーセント 住民税の所得割額（調整控除後）293,500円 》



## 証券税制の改正

### 上場株式等に係る譲渡所得、配当所得に対する課税の軽減税率の廃止

#### ■ 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の軽減税率の廃止

1. 廃止となる期日 平成20年12月31日
2. 軽減税率廃止後の税率 20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）
3. 特例措置
  - ・期間 平成21年1月1日から平成22年12月31日
  - ・税率 10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）
  - ・対象 特例措置期間中の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分

※ 源泉徴収選択口座と源泉徴収選択口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が500万円を超える方については、源泉徴収選択口座に係る上場株式等の譲渡所得分については、申告不要の特例は適用できません。
4. 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は、10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）の軽減税率となります。

#### ■ 上場株式等に係る配当所得に対する課税の軽減税率の廃止

1. 廃止となる期日 平成20年12月31日
2. 軽減税率廃止後の税率 20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）※ 平成21年1月1日以後
3. 特例措置
  - ・期間 平成21年1月1日から平成22年12月31日
  - ・税率 10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）
  - ・対象 特例措置期間中の上場株式等に係る配当所得の金額100万円以下の部分

※ 上場株式等の配当等の合計額が100万円を超える方については、10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）源泉徴収された上場株式等の配当所得について、申告不要の特例は適用できません。
4. 源泉徴収税率の特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの源泉徴収税率は、10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）の軽減税率となります。

#### ■ 上場株式等に係る配当所得の課税方式が選択可能になります。

上場株式等に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式が選択できるようになります。

※ 平成21年1月1日以後に支払いを受けるもので、平成21年1月1日から適用

1. 総合課税方式を選択した場合
  - ・ 配当控除を受けることができます。
  - ・ 上場株式等の譲渡損との損益通算ができません。
2. 申告分離課税方式を選択した場合
  - ・ 配当控除を受けることができません。
  - ・ 上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。

■ 損益通算の特例

1. 上場株式等の譲渡損失（直近3年以内に生じた損失を含む。ただし、すでに当該損失の年分において、損益通算済のもの及び損失の翌年分において繰越控除を適用したものは除く）と上場株式等の配当所得（申告分離課税方式を選択した場合に限る）との間の損益通算の特例が創設されました。

※ 平成22年度から適用（所得税は平成21年1月1日から適用）

2. 証券会社を通じて上場株式等の配当等の支払いを受ける場合において、源泉徴収選択口座へ受け入れることができます。

※ 配当等に対する源泉徴収税額の計算について

源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失があるときは、配当額から損失額を差し引いて計算し、源泉徴収します。

※ 平成22年1月1日から適用（所得税も平成21年1月1日から適用）

■ エンジェル税制に係る譲渡所得等の課税の特例廃止

特定中小企業が発行した株式について、その譲渡益の金額をその2分の1に相当する金額とする特例「エンジェル税制に係る譲渡所得等の課税の特例」が廃止されます。

証券税制の見直しイメージ

